特記仕様書

工事番号: 令和7年度 防安(舗装) 第0212-0-102号 合併

工事名: 国道212号防災安全交付金(舗装補修) その2工事 他合併

<u>総則</u>

第1条 本特記仕様書は、国道212号防災安全交付金(舗装補修)その2工事 他合併(以下「本工事」という。)に適用する。

第2条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書によるほか、各項によるものとする。

- 1 十木工事共通仕様書 (平成31年4月)
- 2 十木施工管理基準 (平成31年4月)
- 3 舗装設計施工指針 (平成18年2月)
- 4 その他関連資料

第3条 諸経費動向調査に対する協力

請負者は、本工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、 工期経過後においても同様とする。

第4条 工事目的

本工事は、老朽化した舗装の補修を行うものである。

第5条 留意事項

- 1 工事着手に当たり、工事の施工計画を作成し、監督職員へ提出すること。
- 2 工事受注後、現場への立ち入りにあたっては、地権者並びに工事施工に伴い影響を与える周辺の土地所有者、また駐在員には必ず工事着手の挨拶を行うこと。
- 3 施工完了後、周辺の整理を完全に行うこと。
- 4 1日の作業終了時には必ず現場の安全確認を行い、安全施設等の点検を行うこと。(1日の作業を計画的に行い、極力中途半端な状況で終了させないように心がけること)
- 5 現場代理人、若しくは主任技術者が必ず現場に常駐すること。
- 6 施工期間中は現場の維持・補修を適切に行い、通行人及び通行車両の安全を図ること。
- 7 地権者等からの要望や支障物件については現場で判断せず、必ず監督職員と協議すること。
- 8 事業損失等がでないよう周囲の環境に十分注意を払うこと。
- 9 毎月末の進捗状況を翌月2日までに監督職員へ報告すること。
- 10 工事施工に必要な借地等の原状復旧については、請負者の責任において処理するものとする。
- 11 工事立会及び段階確認等については、実施可能な予定日時に関し余裕を持って監督職員に連絡すること。

第6条 事前測量について

- 1 着工前に試掘を行い、クラック深さを確認し、舗装厚を精査すること。
- 2 現場において縦横断測量を実施し、縦横断図及び展開図を作成すること。
- 3 上記成果を基に縦断計画及び横断計画を作成し、監督職員と協議すること。
- 4 施工区間内にある側溝や歩車道境界ブロック等の構造物について、鉄筋の露出や凍結融解等による明らかな強度低下が見られる場合は、現地写真を添付の上、監督職員に報告すること。
- 5 施工区間内にある交通安全施設等の設置高等について、現地状況を調査し、基準値外の場合は監督職員に報告すること。

第7条 工事カルテ作成、登録

- 1 工事実績情報システム(CORINS)へ登録することとする。
- 2 本工事のカルテ作成、登録については、監督員に記載内容の確認を受けたのち登録すること。

第8条 建設リサイクル法関係

- 1 本工事は、"建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律"(以下「建設リサイクル法」という。)対象工事である。
- 2 建設リサイクル法第12条及び第13条の規定に基づき、発注者に対し分別解体等の計画等の必要事項を、説明書(別記様式-1)及び契約書別紙(別記様式-2)に従って工事着手前に書面で説明しなければならない。
- 3 書類作成に際し、現場状況の把握のため、施工箇所の調査を十分に行うこと。

舗装工

第9条 混合物の種類は下記のとおりとし、配合設計は共通仕様書第1編3-6-2の20による。

| 種類 | ①密粒度 | ②粗粒度 | |
|---------------|-------------|------|--|
| 用途 | 表層 | 基層 | |
| 最大粒径 | 20mm | 20mm | |
| 締固め回数 | | | |
| 設計針入度 | 60~80 | | |
| アスファルト の種類 | ストレートアスファルト | | |
| 瀝青材の種類 | 砕石 | | |

- 注1)表中の種類欄は、共通仕様書第1編3-6-2(表3-23)の混合物の種類による。
- 注2) 突固め回数は、AS舗装要項及び設計要領による。
- 第10条 混合物の締固め度は、下記のとおりとする。

歩道部路肩部の締固め度は平均値が基準密度の92%以上とする。ただし、車道部と舗装構成が同じ場合の締固め度は96%とする。

第11条 プライムコート及びタックコートの材料及び散布量は、下記を標準とする。

プライムコート (PK-3) $1.2 \text{ } 1/\text{m}^2$ タックコート (PK-4) $0.4 \text{ } 1/\text{m}^2$

建設副産物及び再生材の使用

- 第12条 建設副産物 (建設発生土を除く) について
 - 1 本工事で発生する建設副産物 (建設発生土を除く)の処理については、下記の場所に搬出することとし、適切に処理すること。 なお、処理の基本的事項については、「建設副産物の再生利用指針」による。
 - ①受入れ場所:現場最寄りの再資源化施設とする。
 - ②仮置き等 : 必要な場合は、法律に違反しないように適切に処理すること。
 - ③提出調書等:産業廃棄物処理実施計画書、建設系廃棄物処理実績集計表等を提出すること。
 - 2 産業廃棄物処理実施計画書については施工計画書に含めて、また、建設系廃棄物処理実績集計表については技術管理報告書に含めて提出すること。

第13条 再生資材の使用

1 請負者は、本工事に使用する下記の資材については、再生資材を使用するものとする。なお、基準・規格については、「建設発生材の再 生利用指針」(能本県土木部)(以下「指針」という。)による。

| _'مل | | 1 11121 2 7 7 7 6 8 8 8 | | |
|------|-----|-------------------------|----|----|
| | 工種 | 資材名 | 規格 | 備考 |
| | 表層工 | 再生密粒度アスコン | 20 | |
| | 基層工 | 再生粗粒度アスコン | 20 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

- 2 上記資材については、着工前に監督員に使用願いを提出し、承認を得るものとする。
- 3 上記資材については、再生資材使用の搬入証明として、資材搬入先の証明(別紙様式-5)を受け監督員に提出するものとする。

第14条 建設副産物情報交換システム

本工事は、建設副産物情報交換システムの登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

第15条 施工計画書における取扱い(土木工事共通仕様書1編1-1-5)

- 1 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画について、建設副産物情報交換システムに搭載している建設リサイクル統合データシステム (COBRIS) により入力し、施工計画書を含めて提出すること。また、実施後は同システムにより実績を入力し、竣工時の技術管理報告書 に含めて提出し、工事完了後1年間自社で保存すること。
- 2 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、別記様式-6、7により作成すること。

<u>その他</u>

第16条 施工管理

工事竣工までに下記図書を整理し、提出するものとする。

出来形管理資料・・・・出来形管理図、写真管理資料、出来高数量計算書

工程管理資料

その他監督員の指示した資料

第17条 安全管理チェックリストについて

受注者は、県の定める様式を基に安全管理チェックリストを作成し、施工計画書提出時に併せて提出するものとする。また、作成した チェックリストの内容について、現場内での周知徹底を図るとともに、チェックリストを用いて月1回以上の現場点検を実施し、その結 果を毎月の履行報告書と併せて監督員へ提出するものとする。ただし、チェックリストの内容は必要に応じて変更することができ、その 場合は再度監督員へ提出するものとする。

第18条 工事における創意工夫等の実施

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第19条 安全訓練等の実施について

1 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、下記の内容から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

本工事内容等の周知徹底

十木工事安全施工技術指針等の周知徹底

本工事における災害対策訓練

本工事現場で予想される事故対策

その他、安全・訓練等として必要な事項

- 2 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に即した安全・訓練等の実施計画書を作成し、監督員に提出するものとする。
- 3 安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事報告(工事月報、別記様式-8) に記録し、報告するものとする。

第20条 建設機械使用に関して

- 1 排出ガス対策型の使用を原則とし、未対策型が現場に一台でもある場合、全ての機械を未対策型とみなし変更減額とする。
- 2 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に 基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用することとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用機械に貼られている指定ラベルの写真(遠景・近景)を竣工書類と共に提出することとする。

| υ. | | <u> 京/と水上自規し入に近田 / むここ</u> |
|----|----------------|----------------------------|
| | 機 種 | 備 考 |
| | 一般工事用建設機械 | |
| | ・バックホウ | ディーゼルエンジン(エンジン出 |
| | ・トラクタショベル(車輪式) | 力7.5kw以上260kw以下)を搭載し |
| | ・ブルドーザ | た建設機械に限る。 |
| | ・発動発電器(可搬式) | |
| | ・空気圧縮機(可搬式) | |
| | ・ロードローラ、 | |
| | タイヤローラ、振動ローラ | |
| | ・ホイールクレーン | |

第21条 ダンプトラックの表示

本工事で使用するダンプトラックには、ダンプトラックの前と後ろの計2箇所に、A3サイズ(ラミネート加工)で作成した、工事名や発注機関などを表記したプレートをつけるとともに、黄色い旗をダンプに取り付けること。

第22条 過積載防止

ダンプトラック等による過積載の防止については、下記の事項を遵守すること。

- 1 工事用資・機材、建設副産物等の過積載をしないこと。
- 2 過積載を行っている資材購入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造したダンプトラック等が、工事現場に出入りしないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的を鑑み、法第12条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方または資材搬入業者等を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 1~6のことについては、下請契約における請負者も指導すること。

第23条 工事環境に関する計画

工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動、交通傷害等により地域住民との摩擦、トラブルを極力防止するよう綿密な検討を施工 計画書作成時に行うものとする。

第24条 疑義事項の処理

請負者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督員と協議し、適切な処理を行わなければならない。

第25条 土地の借上

工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は責任者の行為において処理しなければならない。

第26条 官有地の使用

官有地に仮設物を設置する場合は、関係諸法規に基づき手続きをしなければならない。

第27条 電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、熊本県電子納品運用ガイドラインに示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名または捺印の取り扱いについては、別途、監督員と協議するものとする。

第28条 電子化に要する費用

電子化に要する費用は、印刷製本費に含まれている。ただし、電子化が困難なもので、特に監督員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を印刷製本費に加算し、設計変更で対応する。

第29条 使用材料及び下請業者について

使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に配慮する。

なお、県産資材、県内企業及び誘致企業とは、以下に該当するものをいう。

- ①県産資材とは、県内で産出、生産または製造されたものをいう。
- ②県内企業とは、県内に主たる営業所を置く建設事業者をいう。
- ③誘致企業とは、県内に誘致された企業をいう。

第30条 産業廃棄物の処理

型枠の端材、塗料の空缶等については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、元請業者の責任において適正に処理することとする。

第31条 建設工事発注後明らかになったことについては、発注者及び請負者が協議するものとする。

第32条 安全対策

- 1 本工事における交通誘導員は、標準作業量から算出した人数を計上している。
- 2 警察等関係機関との協議の結果または条件変更により、交通誘導員の配置を変更する場合は、監督員と協議すること。

第33条 情報交換共有システム

○設計額1千5百万円以上の工事

本工事は、情報共有システムを利用する工事である。

- (1) 情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図面を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- (2) 本工事は、情報共有システムを利用することを原則とする。利用する情報共有システム及び登録に必要な基本情報については発注者と協議することとする。
- (3) 情報共有システムの利用により、紙媒体の提出を妨げるものではない。 電子化が困難な書類等は、紙媒体の提出でも構わないものとする。

第34条 マニフェスト

請負者は、建設廃棄物処理実績集計表に記入し、しゅん工書類に含め提出すること。請負者は、しゅん工書類提出時およびしゅん工検査時に、紙マニフェストのA、B2、B1、D、E票(電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報を収録した磁気媒体CD-R、あるいは受渡確認票)を持参し、監督職員あるいは検査員から提示を求められた場合には提示すること。なお、E票については、しゅん工検査時点で最終処分業者より返送されていない場合は、この限りではない。

第35条 本工事には、道路台帳補正費として、以下の金額が含まれている。

1km当たり 舗装補修工事 (幅員変更なし) 248,600円

MCI台帳更新

4,400円 合計253,000円

受注者は、竣工に当たって、この金額を別添「振込依頼書」により、(株)熊本県弘済会に振り込み、「振込通知書」の写しを添付した「道路台帳補正完了証明書」を竣工時に提出すること。

第36条 設計変更及び工事の一時中止について

熊本県工事請負契約約款及び土木工事共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」及び「土木工事一時中止ガイドライン」によるものとする。

第37条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議する。

○購入費の対象となる建設資材は、砕石類(クラッシャーラン、粒度調整砕石、栗石、割栗石、詰石、再生クラッシャーラン)とする。

○輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板、敷鉄板等)とする。

事前協議

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求しようとする場合は、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議する。

- ① 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称
- ② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
- ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④ 建設資材の見積書
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

第38条 労働者確保に要する間接費の設計変更について

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「設計変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第39条 工期について

工期:契約締結日の翌日から令和8年2月6日まで

(1) 上記工期には、余裕期間30日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、余裕期間以外の期間(実工事期間)は変わらず、工事開始日により工期末が決定するので注意すること。なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の設置は要しないものとする。

また、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事開始日を通知すると共に、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。

- (2) 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
- (3) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別記様式により、監督職員と協議のうえ、工期に係る契約を変更することにより、工事着手できるものとする。

第40条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本工事は、令和7年7月15日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合は、第一回変更設計時に実施することができる。
- 第41条 本工事は「熊本地震の被災地(熊本県)で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表」を用いた積算方式の対象工事である。 また、本工事は土木工事標準積算基準書等により、対象額毎に算出された共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正 係数を乗じる積算方式の対象工事である。

【共通仮設費率:1.1 現場管理費率:1.1】

第42条 本工事は週休2日試行工事(週休2日(現場閉所型)工事)の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日 試行工事」実施要領(土木工事編)(令和6年4月1日)(以下、「要領」という。)に基づき取り組むこととする。 入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。 また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

- 第43条 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額について 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額は別記様式1のとおりである。
- 第44条 本工事は、建設業法第26条第3項の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を認める。 特例監理技術者の配置を行う場合には、「建設業法第26条第3項の規定の適用を受ける監理技術者等及び監理技術者補佐の取扱いについて (平成15年2月27日付け土木部長通知、最終改正令和7年3月27日)」に記載されている要件を満たさなければならない。 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。
- 第45条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の施工について 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- 第46条 ICT活用工事について (「受注者希望型」)
 - 1 本工事は、ICT活用工事(舗装工(修繕工))の対象工事である。
 - 2 ICT活用工事とは、次に示す①~⑤の全てもしくは一部の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とする。 ただし、一部活用の場合は、対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」に示すタイプのいずれかを採用することとする。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成(必須)
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品(必須)
 - 3 受注者は、前項の全てのプロセスもしくは一部の施工プロセスにおいてICT活用工事を行う希望がある場合、発注者へ協議書で ICT活用工事の計画書 (別添-3) 及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として実施することができる。
 - 4 受注者は、第1項で指定した工種に加え、その他の工種においてもICT活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の 提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に、他工種についてもICT活用工事として実施することができる。
 - 5 ICT活用工事の実施に当たっては、本特記仕様書及び対象工種の「熊本県土木部ICT活用工事試行要領」によることとし、 疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。
 - 6 ICT活用工事の費用について 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者との協議が整い、ICT活用工事を実施する場合は、対象工種の「熊本県土木 部ICT活用工事試行要領」に基づき、設計変更の対象とする。
 - 7 ICT活用効果の検証について ICT活用効果の検証について、ICT活用工事を実施した場合、以下のアドレスからICT活用による効果に関する調査について、Logoフォームにより回答し、入力フォームの 確認画面から「入力内容を印刷する」によりPDFデータをICT活用工事実施報告書として竣工書類に添付提出すること。 回答URL: https://logoform.jp/form/x4b6/968375

第47条 切削機の運搬費について

- 1 本工事における切削機の運搬費は、運搬基地を県庁とし、県庁から現場までの運搬距離により積算している。
- 2 切削機の所在により運搬距離を変更する必要がある場合は、受発注者協議のうえ変更を行うものとする。

予定価格に含まれる法定福利費概算額

| 工種 | 舗装工事 |
|-------------------------|-------------|
| 予定価格(税込) | ¥22,694,100 |
| 上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額 | ¥878,262 |

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、当工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。

(発注者) 殿

(受注者) 住 商号又は名称 代表者氏名

工事開始日通知書 (変更協議書)

次の工事について、工事開始日を定めました(変更したい)ので通知(協議) します。

| 工事名 | |
|------------------|---|
| 工事場所 | |
| 工事の始期 (工事開始日) | 変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること 変更の場合の記載例) (当初)令和3年4月23日 (変更)令和3年3月23日 (余裕期間31日短縮) |
| 工事の終期 (工事完成日) | 変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること 変更の場合の記載例) (当初)令和3年10月29日 (変更)令和3年9月28日 (工期末31日短縮) |

- 本通知書は、契約書の提出期限内に提出すること。
 - 2 工事の終期は、本通知に記載した工事開始日に、特記仕様書に示す実工
 - 期期間を加えた期日を記載すること。 契約書上の工期は、始期は契約日の翌日を、終期は本通知書におけるエ 事の終期を記載するので注意すること。
 - 4 変更協議を行う場合は、「工事開始日通知書」を「工事開始日変更協議 書」に、「工事開始日を定めましたので通知します」を「工事開始日を 変更したいので協議します」に改めること。